

「世界一の知財立国を作ろう」

【はじめに】

知的財産国家戦略フォーラム（代表・荒井寿光）は日本経済の力強い再生に向け、司法改革・大学改革・科学技術改革の動きを勘案し、以下の政策を提言する。

【基本認識】

我が国経済の国際競争力を回復する唯一の手段は、製造業分野での高い労働コスト等を考えれば、知的財産により付加価値を創造する以外にあり得ない。そのためには、生命工学や金融工学といった先端技術だけでなく経営ノウハウを含めた広範な分野で、知的財産を世界に先駆け産み続ける社会風土を、国家の強い意思で早期に醸成することが急務である。

このため、10年以内に「世界一の知財立国」になることを、国家目標とし、大学・教育・企業・行政・外交・立法・司法の7分野において、国家戦略を策定し、総合的に実現することを提言する。実施に当たっては、それぞれの戦略について、具体的なスケジュールを明確にした上ですみやかな実施に努めることが必要である。

この目標に向け、当フォーラムは国家戦略立案の前提として、三つの基本的な視座が必要だと考える。

【総論】

第一 個人の創造活動に十分な報い

知的財産の源泉は個人の知的生産活動であり、創意工夫を目指しパイオニアとなった個人が十分に報われる環境の整備が欠かせない。

第二 知的財産を重視する経営

我が国社会に富をもたらす企業や大学等の研究機関がのびのびと知的財産の創造活動ができるよう不必要な規制を撤廃し、かつ知的財産を十分に保護する。

第三 知財国家への転換を広く国民に浸透

国民の意識改革が伴って初めて、政策は機能する。制度改革と歩調を合わせ、知的財産創造が日本経済のエンジンであるとの認識を国民に理解させる幅広い活動が急務と考える。

【7つの戦略】

21世紀の知的財産は、日本企業の国際競争力を回復し、雇用を増やし、外貨を獲得する有力な手段である。知的財産を日本経済再生の起爆剤とするため、次の7分野にわたり総合的な戦略を進める必要がある。

発明者や創作者が正当に評価される社会と制度を作り、優れた発明や芸術作品を生み出すことは、日本が世界文明に貢献する道でもある。

1 大学戦略 知財の源流となる大学改革を

日本の大学は、20世紀の「象牙の塔」の時代と異なり、世界レベルの財産を数多く生み出し、これらの知的財産を実用化することにより、経済と社会の発展に貢献する。大学が基本発明とベンチャー・ビジネスの源となるよう大学改革を行う。

2 教育戦略 知財を生み出す人材教育を

知的財産を生み出すのは人である。創造的であり、向上心に燃える人材の育成が必要である。学生、社会人を含め、知財を支える人材を広く育てる。自らが生み出す知的財産の重要性を認め、技術移転や起業を進める教育を行う。

3 企業戦略 知財収益を企業収益の柱に

企業にとって、コスト削減が困難になる中で、知的財産が競争力の鍵となっている。外国企業に負けない強力な知的財産を持っているかどうか、企業の命運を決める。知的財産の価値を適切に評価する手法を確立し、経営戦略の柱とし知財収益が企業収益の大きな部分を占めるようにする。また、こうした企業経営を側面支援する知的財産関連ビジネスが、自由競争の下で、質の高い専門サービスを提供して行く。

4 行政戦略 知財を支援する行政に切り換え

知財行政は、発明や芸術の振興、経済や社会・文明の発展に貢献することが本来の目的である。ユーザーにやさしく、スピードの速い、国際レベルで

の行政になるように制度の見直しを行い、運用の改善をする。

5 外交戦略 日本の知財権益を守る

知的財産は、我が国の貴重な資源である。現在の知的財産は、模倣されやすいので、知的保護に消極的な国・地域に対しては、通商政策の手段を活用し、日本の知的財産を守る。日本の国益が反映できるように世界特許の準備をリードする。

6 立法戦略 21世紀型知財法体系を作る

情報革命の進展、企業戦略の変化、国際競争の激化により、ソフトやバイオなどの保護や、ユーザーとの利害調整、企業間紛争の解決の要請が高まっているが、明治時代に基礎が作られた現在の法体系では、対応できなくなっている。21世紀の時代の要請に応じた知財法体系を早急に整備する。

7 司法戦略 知財訴訟の空洞化に歯止めを

一部には、知財訴訟が空洞化していると言われている。発明者や創作者にとって使いやすく、当事者から信頼される司法制度を構築する。また日本の裁判所が世界の司法判断をリードするようになることは、日本の国益にもかなう。

【具体策】

以上の観点から我が国の現状をみれば、早急に次の十項目を実現すべきである。

1. 特許法の職務発明規定の廃止

特許法は従業員の発明（特許権）を利用する権利を企業に独占させる。こうした画一的な規定は不要であり、研究活動の成果をどう利用するかは、それぞれの企業が雇用する研究者との個別契約のなかで決めれば済むことである。

現行法は特許使用権を企業に認める代わりに、従業員が企業から「相当の対価」を受け取ることになっている。こうしたあいまいな規定のため、近年、個人と企業との間で対価の多寡を巡る紛争も起きている。

才能あふれた研究者を雇う際、「研究費は全額、当社が負担します。いい発明ができ、特許をとったら、当社に売るなり、別の企業に使わせるなり自由に処分して構いません。ただし他社に使わせる場合にはライセンス収入の半分は当社がいただきます」といった契約が普及するようにならないと、優秀な人材は

日本企業に集まらない。

もちろん従来通り、終身雇用・年功賃金制度の枠で研究者を遇したいと考える企業は現行特許法のような考えを採用し続けて構わないが、法律で従業員から特許の使用権を画一的にとりあげるのは「個人を尊重する社会」の観点からみても不合理である。

他方、従来通りの従業員発明制度の維持した上で、仲裁などの制度を充実させた方が発明者のためになるとの意見もある。

2．三倍賠償制度の導入

知的財産を故意に侵害し、不正利用した場合には、民事制裁として三倍賠償を義務づけるべきである。過失で無断使用した場合と、故意に侵害した場合の損害賠償が同じだというのは、侵害の抑止効果が不十分であり、知的財産を重視する国とはいえない。

3．情報窃盗罪を創設

経済価値の高い情報を盗む行為に対し、現行刑法の規定は不十分である。ある裁判例では企業から重要な営業情報を盗んだ者に対し、情報が入った磁気テープ（時価千円）を窃取したとして、有罪とした。保護すべきはテープではなく、情報そのものであるが、窮余の策だった。

民事分野に加え、刑事法制でも知的財産を十分に保護しなければ、先端技術や経営ノウハウの開発・蓄積に必要な投資は十分に回収できない。先行者利益は損なわれ、ひいては独創的な考案への動機づけが薄れる。

また漏洩に外国政府機関が関与していた場合にも罰則規定を置くべきである。知的財産の不正流出に対し毅然とした姿勢がなければ、世界をリードする発明は生まれにくいというえ、国富の源泉は流出する。ボーダレス経済の深化のなかで、このような法制は時代錯誤との指摘もあるが、逆である。事業活動が国際化するがゆえに、その不正流出に対する対応が必要である。既に、一部先進国においてこうした法制を整備し、これを使い、我が国の研究開発活動を萎縮させかねない事件も表面化しており、早急に立法化すべきである。

4．知財保護非協力国の監視・制裁を

我が国企業の知的財産権を侵害する商品の製造や輸出入が中国や東南アジアを中心に横行、オートバイ、電機、キャラクター関連会社などは悲鳴をあげている。政府はこうした違法行為を放置する国・地域に対して監視活動を強化、通商法を最大限活用する姿勢が必要である。

5．公的機関による技術移転事業の見直し

技術移転事業が順調に利用され始めているが、この事業は、本来、研究開発の成果を商業化しようとするものであるから、できるだけ市場に精通した民間企業形態で行うことが本来の姿である。民間企業が育つまでの経過的措置としての公的機関による技術移転事業は、民間事業を圧迫しないように心がけ、かつ、採算を念頭に置いた運営をすべきである。そして、民間企業の成長を支援することとし公的機関による事業は廃止を含めた見直しをすべきである。

6．弁理士の侵害訴訟における機能の抜本的強化

特許、商標、著作権など知的財産権の侵害訴訟はこれから益々重要になる。このため、この分野に精通した弁理士が侵害訴訟に積極的に参加することは、的確で早い判断に貢献し、当事者および社会の信頼を高めることになる。

そもそも我が国は弁護士をつけない本人だけの訴訟遂行を認めているのであるから、訴訟代理権を広く認めても、情報開示義務を弁理士個人と日本弁理士会に設けるならば大きな弊害は生じないという意見もある。

弁理士の機能を具体的にどのように強化するかは、ユーザーの便宜を高める観点から早急に検討すべきである。

7．紛争の早期解決に知財裁判所を創設

特許訴訟など知財紛争は、解決までのスピードが命である。特に訴訟費用が経営を大きく圧迫するベンチャー企業にとっては「遅い勝訴判決」は何の意味も持たない。

現行の知財訴訟は大企業にとっても、物理や化学の基本用語から裁判官に手取り足取り教えながらであり、信頼感に欠ける。

今回の司法改革で、知的財産訴訟について、東京と大阪の地方裁判所に管轄を集中することは、大きな第一歩である。しかし、ハイテク分野の紛争解決には、技術への理解がもっとも重要であり、裁判官は紛争解決のルールである法律に精通しているだけでは、十分ではない。技術的素養を持つ裁判官（特許庁からの裁判所出向者を一定の資格試験を経て登用したり、知財専門の弁護士を登用）も集めた「知的財産権裁判所」を創設すべきである。

8．知財ロースクールの早期立ち上げ

弁護士・弁理士界、企業に限らず、知財専門家の層が我が国は極めて薄い。技術、経営などの素養のうえに、法的思考法を身につけた人材を早急に育成しなければ、我が国企業は国際的な技術契約や知財紛争で劣勢に立たされたままとなる。立法・司法・行政面でも政策や運用が後手に回るのも人材不足に負う

ところが大きい。

政府は2004年開校を目指し法科大学院（ロースクール）を創設する計画だが、その際、知財分野に重点をおいた知財ロースクールの設立が必要である。こうしたロースクールには、理系出身者が多数入り、ビジネス知識の習得も行われることが期待される。

9．憲法に知財条項を

知財国家への転換の必要性を国民に広く浸透させるため、憲法を改正する場合には、発明の奨励・保護を規定する条項を追加すべきである。

10．知的財産国家戦略委員会の創設

ゲーム産業は我が国が生んだほぼ唯一の世界的なソフト産業でありながら、文化の発展を目的とする著作権法で保護され、同法は文化庁が所管している。特許庁は滞貨案件の処理の合間に法改正を担当している。また種苗法などは他の省庁の担当であり、知的財産の総合政策を考えている役所はない。

知財国家への早期転換が実現できるかどうか、二一世紀の日本経済の国際競争力を左右する。上に提言した具体的な制度改革等に限らず、「見えざる戦略」を含め、知財国家実現に向けた国家戦略を総合的な観点から検討・実現・事後監視する機関を、政府に知的財産国家戦略会議として、また国会に知的財産国家戦略委員会として設置し、必要な関連法制の整備を急ぐべきだと考える。

（なお以下に添付する戦略プログラム（試案）は、現時点における当フォーラム参加者の意見をまとめたものである。本中間提言をベースにさらに検討を進め、本年末に最終報告として公表する予定である）

メンバー〔敬称略、五十音順〕 11名

荒井 寿光（知財評論家）〔代表〕

安念 潤司（成蹊大学法学部教授）

久保利 英明（弁護士）

下坂 スミ子（弁理士）

末吉 亙（弁護士）

隅蔵 康一（政策研究大学院大学助教授）

成毛 真（株式会社インスパイア社長）

馬場 錬成（科学ジャーナリスト）〔副代表〕

原 豊（株式会社リクルート・ディビジョンエグゼクティブ）

山本 貴史（株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長）

渡部 俊也（東京大学先端科学技術研究センター教授）

お問い合わせ先

荒井 寿光（arai-hisamitsu@nexi.go.jp）

電話 03 - 3512 - 7691

馬場 錬成（baba@netv.com）

電話 03 - 3643 - 1011